

鳥取市中山間地域対策強化方針

(令和8年度～12年度版)

鳥 取 市

目 次

基本的な事項	1
I 方針の趣旨	
II 方針の位置づけ	
III 方針の期間	
IV 方針の検証	
中山間地域の強化目標と施策の展開	2
I 方針の目標	
II 施策の展開	
中山間地域の現状・課題及び施策内容	3
I 中山間地域を取り巻く現状・課題	
II 課題に対する施策内容	
中山間地域強化対策強化方針の推進体制及び進行管理	4
I 推進体制	
II 進行管理	

基本的な事項

I 方針の趣旨

本市の中山間地域¹は、市域の約9割の面積を占め、約半数の市民が暮らしており、美しく豊かな自然や景観、独自の歴史、文化、農産物など魅力あふれる地域資源に恵まれています。また、土地の保全、食料の供給、水源のかん養など、多面的・公益的な機能も有しています。

しかしながら、全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、本市においても人口減少による過疎化・高齢化の進展により、農業従事者や伝統文化の担い手不足、公共交通の減便や撤退、空き家や耕作放棄地の増加や買い物環境の確保、さらには激甚化する自然災害への対応など課題が顕在化しています。

このような状況の中、これからの中山間地域においては、人口減少を前提として、地域住民が主体的に取り組める環境整備、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた持続可能な地域社会の実現を目指した取組が求められます。

こうした認識のもと、持続的な地域の維持・向上につながる取り組みを進めていくためにも、市が地域住民と共に協働の理念を共有し、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との交流・連携による関係人口の創出や若者・子育て世代の移住定住の促進を通じて地域の活力を保っていくことが重要です。

これらを踏まえ「鳥取市中山間地域対策強化方針」では、第12次総合計画や地方創生アクションプランとの整合も図りながら、誰もがこのままずっと住み続けたいと思える安全・安心で温かみのあるふるさと、そして、都会に暮らす人たちが移り住んでみたいと思える魅力ある中山間地域の形成に向けて、事業を展開していきます。

II 方針の位置づけ

この方針は、第12次総合計画や地方創生アクションプラン等に基づき魅力ある中山間地域の振興のため、令和12年度に向けて特に強化すべき施策についての考え方や事業を明らかにし、推進していきます。

「魅力ある中山間地域の振興」(第12次総合計画基本施策)

- 重点施策
- 1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持
 - 2 魅力ある地域づくり・ひとづくりの推進
 - 3 交流人口・関係人口の拡大による中山間地域の活性化
 - 4 地場産業の活性化と雇用の確保
 - 5 移住定住の推進

III 方針の期間

この方針の期間は、第12次総合計画及び地方創生アクションプランの計画期間にあわせて、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

IV 方針の検証

各施策の実施状況、成果、数値目標の達成状況等について、毎年検証します。

¹ ここでいう「中山間地域」とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項に規定する山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法などに該当する地域をさす

中山間地域の強化目標と施策の展開

I 方針の目標

方針の目標とは、この方針でめざす中山間地域の姿を示すものであり、次のように設定します。

いつまでも暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取

中山間地域に暮らす人たちが、このままずっと住み続けたいと思える安全・安心で温かみのあるふるさと、そして、都会に暮らす人たちが移り住んでみたいと思える魅力ある中山間地域を形成していくことをめざします。

II 施策の展開

先に掲げた目標を具体的に実現していくため強化施策を次のように設定し、その展開を図ります。

1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

中山間地域に暮らす人々の安全・安心な暮らしを確保し、持続可能で魅力ある中山間地域の振興を図ります。

2 魅力ある地域づくり・ひとづくりの推進

中山間地域の資源や恵みを最大限に活かすことのできる地域づくりやひとづくりの活動を推進します。

3 交流人口・関係人口の拡大による中山間地域の活性化

中山間地域の自然、景観、伝統行事、農林水産物、郷土料理等を活用した地域間交流や世代間交流を促進します。また、多様な形で地域と継続的に関わる関係人口の創出・拡大を図ります。

4 地場産業の活性化と雇用の確保

中山間地域の主要産業である農林水産業の活性化を図るとともに、地域に根ざした新しい特産品などの生産・営業活動等により雇用の創出を促進します。

5 移住定住の推進

中山間地域の空き家への受け入れ体制の強化を図るなど、若者・子育て世代を中心にUJIターン者の移住定住を推進します。

中山間地域の現状・課題及び施策内容

I 中山間地域を取り巻く現状・課題

1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

- ① 人口の減少・少子高齢化・過疎化の進行、独居高齢者世帯の増加
- ② 防犯、防災及び緊急時対応への不安
- ③ 公共交通サービスの低下
- ④ 買い物困難地域の増加
- ⑤ 地域を支える医療・介護人材の減少
- ⑥ 小規模高齢化集落等の拡大

2 魅力ある地域づくり・ひとづくりの推進

- ① 伝統芸能・伝統工芸等の漸減
- ② 空き家の増加
- ③ 地域活力の低下
- ④ 地域の担い手不足
- ⑤ 児童生徒数の減少による学校の小規模化・複式化

3 交流人口・関係人口の拡大による中山間地域の活性化

- ① 地域間交流の希薄化
- ② 景勝地、伝統行事など魅力ある観光資源の維持
- ③ インバウンドや都市部住民等の受け入れ
- ④ ライフスタイルに対するニーズの多様化

4 地場産業の活性化と雇用の確保

- ① 耕作放棄地・荒廃林地・有害鳥獣被害の増加
- ② 農林水産業従事者、中小企業等の担い手不足
- ③ 競争力強化への対応
- ④ エネルギー地産地消の確保
- ⑤ 地域活力やエリア価値の創造

5 移住定住の推進

- ① 人口の減少・少子高齢化・過疎化の進行
- ② 若者流出とUターンの意思の希薄化
- ③ 地域の魅力の認知度不足

II 課題に対する施策内容

1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

- ① 健康づくり・地域共生社会の推進
- ② 防犯、防災の取り組みの推進
- ③ 生活交通の確保・情報伝達体制の強化
- ④ 買い物環境の確保
- ⑤ 医療・介護人材の確保
- ⑥ 持続可能な地域形成の推進

2 魅力ある地域づくり・ひとづくりの推進

- ① 伝統芸能・伝統行事等の維持・継承
- ② 空き家対策、遊休施設の有効活用
- ③ 地域団体等を核とした地域の魅力と活力の向上
- ④ 地域で活躍するリーダーの育成や担い手の確保
- ⑤ 学校のあり方検討の推進

3 交流人口・関係人口の拡大による中山間地域の活性化

- ① むら・まち交流や世代間交流の促進
- ② 特色ある地域資源等を活かした観光振興
- ③ 民泊などを活用したグリーンツーリズム促進
- ④ 関係人口の創出・拡大

4 地場産業の活性化と雇用の確保

- ① 農地等の保全・維持、有害鳥獣被害対策
- ② 担い手の確保・育成と農林水産物、加工品等の販路拡大
- ③ 6次産業化・農商工連携の推進
- ④ 再生可能エネルギーの確保
- ⑤ ソーシャル・コミュニティビジネス等の支援・促進

5 移住定住の推進

- ① ふるさと・いなか回帰の促進
- ② 若者定着・定住促進
- ③ 地域の情報発信の強化

I 推進体制

- 1 この方針は、地域振興未来会議・まちづくり協議会・中山間地域・集落・住民・行政等が連携・協働して推進していきます。また、中山間地域・集落の取り組みに対しては、中山間地域振興推進員が情報提供や各種調整を行います。
- 2 庁内においては、「輝く中山間部長連絡調整会議」が中心となって、部局を超えた横断的な情報交換を行い、取組の連携強化を図り、効果的に施策を実施します。

II 進捗管理

急激な社会情勢の変化や、中山間地域を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるよう、方針に掲げる施策内容や実施状況、成果等については、定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行います。